

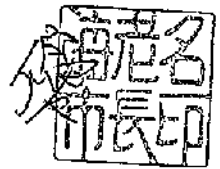


障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年 2 月 3 日

海老名市長

内 野



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部
を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(海老名市障害者デイサービスセンター等設置条例の一部改正)

第1条 海老名市障害者デイサービスセンター等設置条例（昭和53年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改め、同条第2項第2号中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

別表総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターに係る通所サービスの項中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改め、同表総合支援法第77条第3項に基づいて実施する日中一時支援の項中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

(海老名市立わかば会館等に関する条例の一部改正)

第2条 海老名市立わかば会館等に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び別表第3総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターに係る通所サービスの項中「第5条第27項」を「第5条第28項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。